

# 平成 30 年度ヒグマ生息調査業務 仕様書

## 1 業務名称

平成 30 年度ヒグマ生息調査業務

## 2 業務概要

酪農学園大学のヒグマ生息状況研究に協力し、札幌市における効果的なヒグマ対策を実施するための基礎資料として、札幌市近郊におけるヒグマの生息状況を調査する。

## 3 業務期間

契約の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

## 4 基本事項

### (1) 体制準備

業務に必要な車両、駐車場、調査記録用機材、誘引用の塗料、資料回収紙封筒、資料保管設備を準備するとともに、調査に必要な従事者の体制を整えること。

### (2) 調査体制

業務の従事にあたっては、ヒグマの知見を有し、野生動物調査の知識と経験を持つ者の 2 名体制を基本とする。

## 5 ヒグマ生息調査業務内容

### (1) 調査実施場所について

札幌市は近郊にヒグマの生息状況をモニタリングするための調査地（別紙：調査地一覧参照）を設定しており、それぞれの調査地にはヘアートラップ（以下「HT」と言う。）と自動撮影カメラを設置している。

業務対象は、中央区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区に設置している HT のうち、委託者が指示する場所で、合計 12 ヶ所とする。

### (2) 作業について

本業務では、HT については、バラ線等に付着したヒグマの被毛を個別に紙封筒にて回収すると共に冷凍保管し、本市が指定する時期に指定する場所に提出すること。被毛回収後はバラ線のクリーニングを行い、誘引用の塗料を適宜追加で塗布すること。

自動撮影カメラについては、SD カードの回収とデータ整理、電池交換・作動確認等のメンテナンス作業を行うこと。

調査地の見回り（被毛・SD カード回収）については、原則的に 2 人 1 組で概ね 10 日に 1 回の割合で行うこととし、契約の日から 11 月 20 日の間に 8 回以上実施すること。

見回りについては、事前に委託者及び酪農学園大学と打合せて計画を提出すること。  
なお、作業内容・調査結果については、概ね10日ごとに所定の報告書を提出すること。  
この調査中に、林道あるいは散策路等の一般利用者が利用する場所でヒグマのフンや足跡を発見した場合は直ちに本市担当者に連絡して指示に従うと共に、写真データ等についてメールで簡易報告をすること。

## 6 打合せ

業務の実施に際し、業務開始時と業務取りまとめ時に担当者と打ち合わせを実施する。

## 7 報告書の作成

業務の結果について、報告書に取りまとめて提出すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

## 8 検査

受託者は本業務終了後、業務完了届を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 7と同じ

## 9 その他

- (1) 本業務については、本市周辺のヒグマ生息地で実施することから、受託者の責任において十分な安全対策を講じること。
- (2) 比較的奥山の道路等の環境が万全ではない場所での調査となるため、荒天や土砂災害等のやむを得ない状況によって計画通りのサンプル回収が遅延または不能となることが予想される。このような場合については、札幌市と協議し了承を得ること。
- (3) 上記事由によりサンプルの回収が不能となった場合は、他の場所に移設又は新規に設置する場合がある。この場合、委託者と酪農学園大学が協議した結果に基づき、設置の作業を行うこと。
- (4) 本業務の結果は、ヒグマの生息状況の把握と研究に用いられるため、十分な精度の維持に努めること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (6) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。

- (7) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

問合せ先

環境局環境都市推進部環境管理担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：211-2879 担当 熊対策調整担当係 元木・坂田